

居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書

【小規模多機能型居宅介護・複合型サービス】

[illegible]

(注意)

1. この届出書は、要介護認定の申請時に、もしくは、居宅サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに昭島市へ提出してください。
2. 居宅サービス計画の作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず昭島市に届出してください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。